

告 示

埼玉県告示第九百七号

測量計画機関である神川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年八月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

神川町

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量 移転二点）（三級基準点測量 移転十三点）

三 作業地域

児玉郡神川町大字新宿地内外

四 作業期間

令和五年八月一日から令和五年十二月二十五日まで